平成２７年（フ）第２０号
岐阜県中津川市駒場1494番地の７
債務者　土田　悟志
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第７４号
愛知県安城市明治本町３番２号　市営住宅Ｂ―106
債務者　奥田　勝美
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番36―304号、前住所大阪市此花区島屋６丁目２番89―1713号
債務者　長野　康弘
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町３丁目３番13号いずみハイツ101、前住所大阪府泉佐野市笠松２丁目７番34号
債務者　秋和　ミ子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
大阪府岸和田市尾生町1087番地の１
債務者　原　　幸一
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
大阪府貝塚市堤426番地
債務者　林　　正樹
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番36―202号
債務者　小田　博之
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
大阪府和泉市池田下町1262番地の２ソレアードⅡ305
債務者　杉本　和幸
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
大阪府和泉市のぞみ野１丁目14番５号
債務者　梶川　　悠
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番４―205号
債務者　森本　　勲
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番４―205号
債務者　森本　住江
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
大阪府泉佐野市南中安松1466番地Ｂ―201
債務者　宮下　功之
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
大阪府泉大津市池浦町１丁目３番20号ソニア池浦205号、前住所大阪府泉大津市我孫子１丁目２番17号
債務者　井上　忠男
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５３１号
大阪府八尾市山本町北８丁目５番13―101号、前住所大阪府八尾市高砂町４丁目19番地の１　ジャンピュール１―206号
債務者　品山美由紀（旧姓枌阪）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５８０号
大阪府交野市星田５丁目21番５―117号
債務者　山本　正博
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５９１号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目12番８―305号
債務者　河田　浩之
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部